

漁業入会団体を規制する立法

田 平 紀 男

はじめに

入会権、入会団体は、各地方の慣習によって規制される、というのが民法の態度であるが（民法263条・294条参照）、漁業入会、漁業入会団体（入会団体たる漁民集団）は、立法（制定法）によって規制されている。このような立法としては、漁業法、漁業協同組合併助成法（平成10年、法律の題名が漁業協同組合併促進法に改正された。）、水産業協同組合法などがある。

漁業入会、漁業入会団体（以下「漁業入会等」ともいう。）が、慣習でなく立法によって規制されている理由としては、次のことが考えられる。漁業入会等が公共の用に供する水面（漁業法3条・4条・73条参照）の利用に関するものであり、漁業権は都道府県知事の免許によって設定されるからである（漁業法10条）。免許制度のもとにおける入会的漁業権（共同漁業権、特定区画漁業権。以下「共同漁業権等」ともいう）や、その権利主体は、近代的＝ローマ法的所有権法体系と適合的に構成されなければならないため、その構成は立法による必要がある。立法により、漁業入会は共同漁業権等として構成され、共同漁業権等の権利主体は漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下「漁業協同組合等」ともいう。）とされた。

漁業入会団体の地区と漁業協同組合の地区とが一致し、構成員もほぼ一致する場合、漁業入会と共同漁業権等との矛盾は、大きくはないけれども、ある。漁業協同組合は法人であり、入会団体ではないからである。漁業協

同組合の合併が進み、漁業入会団体の地区と漁業協同組合の地区とが一致せず、構成員も一致しない場合、この矛盾は、非常に大きくなる。これらの矛盾を解決するために、漁業入会団体を法人たる漁業協同組合とは別に規制する必要がある、そのための立法が行われている。漁業入会団体を規制する立法は、漁業入会団体の存在を論理的前提とするが¹⁾、立法理由等が、漁業入会団体を規制する立法であることを明言しているわけではない。

本稿は、漁業入会団体を規制する立法の内容を明らかにすることを目的とする。

漁 業 法

(1) 昭和24(1949)年漁業法(昭和24年法律267号)の共同漁業権は、明治34(1901)年漁業法(明治34年法律34号)、明治43(1910)年漁業法(明治43年法律58号)の専用漁業権を継承したものである。昭和24年漁業法立法当局者は、明治43年漁業法を経て共同漁業権に継承されている明治34年漁業法における漁業組合の専用漁業権について、部落総有の入会漁場が「漁業組合の専用漁業権という形でローマ法的に整備された……つまり部落が管理し、その管理下に部落民が平等に利用するという形態—ゲルマン法の総有—をローマ法に翻訳し、部落の管理権限を漁業組合の専用漁業権、部落漁民の平等利用権を組合員の各自漁業を営む権利として規定した」と解している²⁾。そして、「法体系を異にするゲルマン法概念を、民法では規律し得ずして慣行に逃げてはいるのに、一応ローマ法概念をもって規律したことは、明治の立法者もなかなか味なところを見せている³⁾と積極的に評価している。昭和24年漁業法は、漁業協同組合等のいわゆる組合管理漁業権(共同漁業権、特定区画漁業権、入漁権)について、組合員の漁業を営む権利(漁業行使権)を規定している(同法8条1項参照)。この8条1項をはじめ組合管理漁業権に関する漁業法の規定は、漁業入会については漁業入会団体を規制する立法である⁴⁾。

(2) 漁業法（昭和24年法律267号）によれば、共同漁業権、特定区画漁業権の免許に際しては、世帯単位で関係漁民の3分の2以上を組合員とする漁業協同組合が、適格性を有し、優先順位の第1順位である（同法14条2項・6項・8項、同法18条1項）。3分の2以上としたために、残りの3分の1以下が不当に漁業権から排除されないように、また、協同組合は任意加入であるのに、加入しないと漁業権を行使できないから、漁業権のために加入を強制されないように、員外者保護の措置が講じられている⁵⁾。員外者保護の措置としては、(イ) 不当に漁業権から排除させない措置、(ロ) 漁業協同組合に加入しない漁民でもある程度その漁業をやりうるようにする措置、がある⁶⁾。(イ)としては、漁業協同組合は、正当な理由がなければ加入を拒めないこと（水産業協同組合法25条）、免許の共同申請（漁業法14条3項7項・10項）、漁業権の共有請求（同法14条4項7項・10項）があり、これらは、共同漁業権、特定区画漁業権に共通の措置である。入漁権の設定（同法7条・45条）も同様な措置である⁷⁾。(ロ)は、共同漁業権に関するものが主である。漁業権の制限又は条件（同法34条）により、あるいは海区漁業調整委員会の指示（同法14条11項・67条1項）により、漁業権の排他的効力をおさえて、非組合員に共同漁業権の内容たる漁業をやらせることができる。員外者保護の規定は、漁業入会団体を規制する立法である⁸⁾。

(3) 昭和37年改正漁業法は、漁業協同組合は、その有する特定区画漁業権又は第1種共同漁業を内容とする共同漁業権について漁業権行使規則を定め、あるいは、これを変更廃止しようとするときは、水産業協同組合法50条、48条による総会の議決前に、その組合員のうち、当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む、あるいは、その変更、廃止の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者であって、当該漁業権に係る地元地区又は関係地区（漁業法11条）の区域内に住所を有する者の3分の2以上の書面による同意を得なければならない（同法8条3項5項）と規定した。この書面同意規定は、漁業入会団体を規制する

立法である⁹⁾。

漁業協同組合合併助成法など

(1) 漁業協同組合は、水産業協同組合法(昭和23年法律242号)上、主として経済事業団体であり(同法11条参照)、経済事業団体としては、その地区が広い方が望ましいにもかかわらず、旧村たる部落を地区とするものが多いのは、昭和24年漁業法が漁業協同組合に漁業権管理団体たる地位を与えたためであり、部落と漁業権との結合関係の反映である¹⁰⁾。そこで、昭和35年、漁業協同組合整備促進法(昭和35年法律61号)が制定され、この法律に基づき、経営の不振な組合の整備を促進するため、固定化債務についての利子補給と合併奨励金の交付等の措置が講じられた¹¹⁾。昭和37年改正漁業法附則15条は、漁業協同組合整備促進法15条(合併の場合の承継漁業権の行使に関する特例)を全文改正し、合併の場合の漁業権行使規則の特例とした¹²⁾。改正後の同法15条は、「……第1種共同漁業を内容とする共同漁業権を共有している漁業協同組合が相互に又はその他の漁業協同組合と合併した場合において、合併後存続する漁業協同組合又は合併によって成立した漁業協同組合が当該共同漁業権の存続期間中において当該共同漁業権に係る漁業権行使規則を変更し又は廃止しようとするときは、漁業法……第8条第5項において準用する同条第3項の規定による3分の2以上の者のうちには、当該共同漁業権を共有していた漁業協同組合の当該合併の際における組合員であった者がそれぞれ当該漁業協同組合ごとに3分の2以上いなければならない」と規定した。この規定の立法理由は、第1種共同漁業については、漁業権行使規則の変更又は廃止をしようとするとき、組合員のうち沿岸漁業を営む者(河川以外の内水面では漁業を営む者、河川では水産動植物の採捕または養殖をする者)であって、関係地区の区域内に住所を有するものの3分の2以上の書面同意を得なければならない、となっており、合併前の組合の組合員が持っていた権利を、合併

によって、これまで権利を有していなかった他組合の組合員であった者にも均てんさせざるをえないとすれば、既権利者側の組合が合併をためらうことにもなり、合併がそのため妨げられるということになるので好ましくない、というものである¹³⁾。漁業法8条5項、3項で同じ同意要件のある特定区画漁業権については、既存漁場に設定されたものであれば、合併しようとしまいと当該漁業権の内容たる漁業を営む者の同意を得なければならぬので既権利者は保護されるし、新規漁場に設定されたものであれば、免許後すぐ権利として固定されたものとなるわけではなく、たまたま免許を受けた組合の組合員のみ、合併後もその権利主張を認められる結果となるのは好ましくないもので、これには、合併前の各組合ごとの3分の2以上という加重要件をおく必要はない、と判断された¹⁴⁾。

漁業協同組合整備促進法は、おおむね所期の目的を達したので、新たな時代の要請に対応できるように、漁業協同組合合併助成法（昭和42年法律78号）が制定された¹⁵⁾。この法律は、「適正な事業経営を行なうことができる漁業協同組合を広範に育成して漁業に関する協同組織の健全な発展に資するため、漁業協同組合の合併についての援助、合併後の漁業協同組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成等の措置を定めて、漁業協同組合の合併の促進を図ることを目的とする」（同法1条）。「漁業協同組合（水産業協同組合法……第18条第2項の内水面組合を除く。以下「組合」という。）は、合併により合併後の組合……を適正な事業経営を行なうことができる組合とするため、共同して、合併及び合併後の組合の事業経営に関する計画（以下「合併及び事業経営計画」という。）をたて、これを都道府県知事に提出して、その計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる」（同法2条）。都道府県知事は、合併及び事業経営計画に係る事項が一定の要件をみたく場合に限り、その合併及び事業経営計画が適当である旨の認定をするものとする」（同法4条2項）。同法6条1項は、「漁業権行使規則の変更又は廃止についての特例」として、「漁業法……第6条第2項に規定する共同漁業権で……第1種共同漁業を内容とす

る共同漁業権を有している組合が、第4条第2項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、昭和46年3月31日までに他の組合と合併した場合において、その合併に係る合併後の組合が当該共同漁業権の存続期間中において当該共同漁業権に係る漁業権行使規則の変更又は廃止をしようとするときは、同法第8条第5項において準用する同条第3項の規定による3分の2以上の者のうちには、当該変更又は廃止につき同項の規定による同意を求められるべき者で当該共同漁業権を有していた当該組合（当該合併前の組合のうち当該共同漁業権を共有していた2以上の組合が含まれていた場合にあっては、これらの組合ごと）の当該合併の際における組合員であったものの3分の2以上が含まれていなければならない」と規定している。同法附則4項は、昭和61年3月31日まで又は昭和63年法律15号（漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律）の施行の日から昭和69年3月31日までに他の組合と合併した場合について、同法6条1項と同じ内容を規定している。この規定における「昭和69年3月31日」は、その後の法改正（平成5年法律24号による改正と思われる。）により、「平成6年3月31日」に改められている。漁業協同組合合併助成法に基づく「合併及び事業経営計画」の提出は、当初、昭和45年12月31日を提出期限としていた（同法3条3項）。しかし、第1次から第4次までの延長が行われた。上述した昭和63年法律15号は、第4次延長のための法律である¹⁶⁾。

漁業法8条3項、5項の規定により、組合員数の少ない漁協が組合員数の多い漁協と合併した場合には合併後にその少数組合員の意思に反して漁業権の行使方法が変更されるのではないかという不安の念は、一応解消される¹⁷⁾。例えば、海面において第1種共同漁業権を有するA漁協がB漁協と合併した場合、合併後に行使規則を変更しようとするときは、組合員のうち、沿岸漁業を営む者であって、関係地区内に住所を有するものの3分の2以上の書面同意が必要であることになるが、関係地区は、自然のおよび社会経済的条件により当該共同漁業の漁場が属すると認めら

れる地区（通常はA組合の地区の全部または一部）をいうのであるから（漁業法11条1項参照）、合併によって当然に変更されるものではなく、従って、合併後も、行使規則の変更等についての同意権者の範囲は変わらないので、旧A漁協の組合員の意思は、従来通り、尊重されることになる¹⁸⁾。このように、通常は、漁業法8条の規定により、上述の少数者は十分保護されるが、例外的にそうでない場合が考えられる。第1は、A、B両漁協が第1種共同漁業権を共有している場合であり、第2は、ある第1種共同漁業権を有しているA漁協の地区とその漁業権を共有していないB漁協の地区とが重複している場合である¹⁹⁾。第1の場合には、A、B両漁協が合併した場合、関係地区内に住所を有し沿岸漁業を営む合併後の組合員のすべてが、旧A、B両漁協の行使規則について同意権を有することになる。従って、B漁協の組合員数がA漁協のそれより多い場合、合併後において、少数者である旧A漁協の組合員の意思に反して、旧A漁協の行使規則の変更、廃止がなされるおそれがある。第2の場合には、A、B両漁協が合併した場合、旧B漁協の組合員も、旧A漁協の行使規則について同意権を有することになる。従って、関係するB漁協の組合員数がA漁協のそれより多い場合、第1の場合と同様の問題が生ずる。このように、現行漁業法の下では合併の場合の手当が十分でない場合があることにかんがみ、漁業協同組合合併助成法は、前述のように、こうした場合にも少数者の意思が尊重される道をひらくことにより、合併促進の円滑化を期することとした²⁰⁾。漁業協同組合合併助成法は、第1の場合については、旧A、B両漁協の実体である漁業入会団体を規制しようとするものであり、第2の場合については、旧A漁協の実体である漁業入会団体を規制しようとするものであろう。

(2) その後、(1)でも述べた平成5年法律24号による第5次延長が行われた。第5次延長による「合併及び事業経営計画」の提出期間は、平成5年法律24号の施行の日（平成5年4月23日）から平成10年3月31日までである。平成5年法律24号による改正は、漁業権の放棄又は変更の手續に関する

る事項を追加した²¹⁾。すなわち、第1種共同漁業権を有している「組合が合併する場合にあっては、合併後の組合がその全部若しくは一部を放棄し、又は変更する場合にとるべき当該共同漁業権を有していた合併前の組合の組合員の同意を求める手続(水産業協同組合法第50条第4号の規定による議決を除く。)に関する事項」を「合併及び事業経営計画」に定めるものとし(同法3条1項6号)、当該「合併及び事業経営計画」に従い合併するために行う定款の作成等に当たっては、当該事項(共同漁業権の放棄又は変更に係る手続に関する事項)を定款に記載しなければならないこととした(同法4条の2第1項)。合併後の組合は、同法3条1項6号に掲げる事項を定款に記載したときは、同号の共同漁業権の存続期間内は、その定款の記載を変更することができない(同法4条の2第2項)。「漁業権行使規則の変更又は廃止についての特例」の適用期限は、平成11年3月31日まで延長された(同法6条1項)。第1種共同漁業権の放棄又は変更の手続に関する事項が追加された趣旨は、次の通りである。すなわち、漁協合併の阻害要因としては、従来、漁業権の行使をめぐる問題が大きかったので、漁業権行使規則の変更又は廃止についての特例を定めていたが、最近、都市化の進展等に伴い、漁業権の放棄・変更をめぐる問題も大きくなってきたためである²²⁾。農林水産省は、「合併及び事業経営計画」に定める第1種共同漁業権の放棄又は変更の手続について、「合併前に漁業権を有していた組合の組合員であった者(以下「旧組合員」という。)の意向反映を図ることは、通常は当該地域の水面利用の調整を図る上で適切であると考えられるが、例えば、旧組合員の全員の同意を要する等の著しく実行困難な手続は、組合の適切な運営を図るという観点からは適切でない」と述べている²³⁾。水産庁は、「合併及び事業経営計画」に定める第1種共同漁業権の放棄又は変更の手続に関する事項の例として、合併後の組合が、総会の議決前に当該組合の組合員で合併前の組合の合併の際における組合員であったものの3分の2以上の書面同意を得なければならない、とすることなどを挙げている²⁴⁾。

平成10年法律32号により、法律の題名が「漁業協同組合合併促進法」に改正されるとともに、法律の目的に「漁業協同組合の合併の促進に関する基本的な構想及び漁業協同組合の合併の促進に関する基本的な計画について定める」ということが追加された（改正後の同法1条²⁵⁾。また、「合併及び事業経営計画」の提出期限は、平成15年3月31日まで延長され（同法3条4項）、「漁業権行使規則の変更又は廃止についての特例」の適用期限は、平成16年3月31日まで延長された（同法6条1項）。

漁業協同組合合併助成法による「合併及び事業経営計画」の提出期限は、当初、昭和45年12月31日であり、その日をもって計画認定を終了する予定であった²⁶⁾（平成10年改正前同法3条3項参照）。しかし、既述の通り、期限は、ほぼ5年ごとに延長されてきた。期限が延長されるたびに、同法は、改正されてきた。期限延長のための法改正がなされない場合、同法や漁業協同組合合併促進法は、事実上、失効することになり、その意味で、漁業法や水産業協同組合法などと異なり、不安定な法律である。また、これらの法律は、「漁業協同組合の合併の促進を図ること」を目的としており、直接的には、漁業権や漁業協同組合について規定しているわけではない。それにもかかわらず、以上で述べた通り、これらの法律は、部落的＝漁業権管理的漁業協同組合の実体である、漁業入会団体を規制しており、同時に、その漁業入会団体に帰属する共同漁業権を規制している。その規制が漁業法8条5項、3項の規制の不十分さを補っていることは、漁業権行使規則の変更又は廃止について、すでに述べたが、平成5年改正後の漁業協同組合合併助成法では、漁業権の放棄又は変更についても、同様にいえる。

(3) 水産業協同組合法72条は、「合併後存続する組合又は合併に因って設立した組合は、合併に因って消滅した組合の権利義務（当該組合が行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する」と規定している。漁協合併に伴い、合併後の漁協は、合併前の漁協が有していた漁業権を承継することは、同条により

明らかであるが、その漁業権に係る行使規則も同条の規定により承継されるか、という問題がある²⁷⁾。漁業法8条1項によれば、行使規則で規定する資格に該当する者は、当該漁業権の範囲内において漁業を営む権利を有することになっており、いいかえれば、「組合管理漁業権については個々の漁業者は、行使規則によってはじめて漁業を営む権利を得、漁業権を侵害する第三者に対し妨害排除請求権等の物権的請求権を有することになる」²⁸⁾。「このような性格をもつ行使規則を規約等単なる内部規律と解することは妥当ではなく」、又、漁業協同組合併助成法の漁業権行使規則の変更又は廃止についての特例の規定は、「合併後の漁協が行使規則の変更または廃止をする場合についてのみの特例であり、行使規則の制定をする場合について特例を設けていないところからみて、行使規則は合併に伴い合併後の漁協に承継される」と解すべきである、とされている²⁹⁾。次に述べる昭和42年11月7日付け42 91水産庁漁政部長回答も、漁協が合併した場合、合併により消滅した漁協の有していた共同漁業権に係る漁業権行使規則は、漁業権と同様に、合併後の漁協に承継される、と解している³⁰⁾。

漁協合併に伴う漁業権行使規則の取扱手続については、上述の昭和42年11月7日付け42 91水産庁漁政部長回答が、行政解釈を示している³¹⁾。この漁政部長回答によれば、漁協合併に伴う漁業権行使規則の取扱手続は、次の通りである。

「合併に伴い漁業権行使の方法を変更する場合は、合併前において、その行使規則を有している当該漁協の総会（通常は、合併の議決をしようとする総会）において合併を停止条件とする規則の変更を行い、都道府県知事に対し、合併の認可申請と同時にその認可申請をする（水産業協同組合法50条、漁業法8条5項において準用する同条4項）。その行使規則が漁業法8条5項において準用する同条3項、漁業協同組合整備促進法15条または漁業協同組合併助成法6条の規定の適用を受けるものである場合には、上述の手続前に、これらの規定に該当する者の3分の2以上の書面同意を得ておく。

「合併に伴い漁業権行使の方法を変更しない場合」は、この場合にも、合併により漁協の名称、地区等に変更があるので、これらの変更に伴う行使規則の形式的な変更を行うため、合併前において、その行使規則を有している当該漁協の総会（通常は、合併の議決をしようとする総会）において合併を停止条件とする行使規則の変更を行い、都道府県知事に対し、合併の認可申請と同時にその認可申請をする。漁業法8条5項において準用する同条3項、漁業協同組合整備促進法15条又は漁業協同組合合併助成法6条の規定による書面同意は不必要である。

漁業法、水産業協同組合法の改正

(1) 平成13年6月、水産基本法（平成13年6月29日法律89号）が制定され、それと同時に、沿岸漁業等振興法（昭和38年法律165号）は、廃止された。水産基本法は、沿岸漁業等振興法に替わるものである。水産基本法は、「水産に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする」（同法1条）。同法が規定する水産に関する施策についての基本理念は、水産物の安定供給の確保（同法2条）と水産業の健全な発展（同法3条）である³²⁾。政府は、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水産基本計画を定めなければならない（同法11条1項）。基本理念に対応する形で、基本的施策に関する規定がおかれている（同法12条 32条）。基本的施策は、水産物の安定供給の確保に関する施策（同法12条 20条）と水産業の健全な発展に関する施策（同法21条 32条）である。水産物の安定供給に関する施策のうち漁業法等に関連するものとして、「排他的経済水域等における水産資源の適切な保存及び管理」（同法13条）がある。水産業の健全な発展に関する施策のうち漁業法等に関連するものとして、

「効率的かつ安定的な漁業経営の育成」(同法21条)、「漁場の利用の合理化の促進」(同法22条)がある。同法34条は、「国は、基本理念の実現に資することができるよう、水産に関する団体の効率的な再編整備につき必要な施策を講ずるものとする」と規定している。

一般に「基本法」は、特定の政策分野についての政策の理念や施策の基本方向を規定する法律として制定されるものであり、個別施策の具体化は、その方向付けに沿って、別の立法、予算措置等に委ねられる³³⁾。水産基本法制定の際においても、その理念を具体化させるため、漁業法、水産業協同組合法等の改正が、同時に行われた³⁴⁾。水産基本法9条は、「政府は、水産に関する施策を実施するため必要な法制上、財務上及び金融上の措置を講じなければならない」と規定している。

水産基本法は、農林水産省が平成13年12月、水産政策の指針として策定した「水産基本政策大綱」をベースに、関係者の意見も聴きながら、21世紀を展望した新たな政策体系を確立するものとして制定された、といわれている³⁵⁾。水産基本政策大綱は、「 . 漁業管理制度の見直し」の「1 漁業権の管理の見直し」において、「漁業権制度について、資源管理の強化、漁業経営の効率化、地方分権、漁協の広域合併の進展への対応等の要請を考慮しつつ、次の見直しを行う」としている。すなわち、「共同漁業権に係る資源管理の取組の強化 養殖業に係る特定区画漁業権の対象漁業の法定制の見直し及び漁協自営の制限の緩和 定置漁業権及び区画漁業権の免許の優先順位等の見直し及び漁業権の存続期間の延長 漁協の広域合併の進展に対応した漁業権管理の仕組みの見直し」である³⁶⁾。

については、「共同漁業権については、資源や漁場の適切な利用・維持を図る観点から、地先の資源や漁業の状況を最もよく把握している地域の漁業者組織で管理することが有効である」ので、「今後とも、漁協が組合員の行う漁業を管理する共同漁業権の仕組みを維持することを基本とし、組合が制定する漁業権行使規則の適切な運用により、資源管理に対する取組の強化を図り、各地域の漁業等の特性に応じた漁業権管理を行っていく

ことを検討する」としている³⁷⁾。 については、「特定区画漁業権の対象となる養殖は法定されているが、養殖対象種の増加、規模の拡大等により多様で効率的な経営を実現する等の観点から、都道府県知事が国の示す基準を踏まえ、地域の養殖業の実態に応じて特定区画漁業権の対象範囲を定めることができる仕組みを検討する」などとしている³⁸⁾。 については、「定置漁業権や区画漁業権の免許の優先順位については、地元の漁協や個人漁業者が上位とされ」ているが、「これらの漁業への新規参入、経営の規模拡大や効率化等を目指した企業的経営への転換等の促進を図る観点から」、「免許の優先順位については、実績者優先を基本としつつ、都道府県知事が、国の示す基準を踏まえ、地域の漁業の実状に応じて優先順位を定めることができる仕組みを検討する」などとしている³⁹⁾。 については、「一県一漁協または複数自立漁協へと広域に及び漁協合併が推進されているが、広域の漁協が浜ごとの漁業権の管理を十分行い難くなることも考えられることから、漁業権管理を適切に行うための仕組みについて検討する」としている⁴⁰⁾。

(2) 水産基本法の理念を具体化させるために、同法制定と同時に、漁業法等の一部を改正する法律（平成13年6月29日法律90号）により、漁業法等の改正が行われた。この法律によって改正されたのは、漁業法、水産業協同組合法および定置漁業の免許の優先順位について経過措置を定めている「漁業法の一部を改正する法律」（昭和37年9月11日法律156号。以下「昭和37年漁業法改正法」という。）である。

漁業法の改正内容は、以下の通りである⁴¹⁾。

第1は、特定区画漁業権の内容たる区画漁業の見直しである。養殖技術の進歩に伴う養殖対象種の多様化により普及してきた「いかだ」や「はえ縄」を用いた貝類やうに等の養殖業を「垂下式養殖業」として一括し、特定区画漁業権の内容たる区画漁業として規定することとした（漁業法7条）。改正前漁業法7条において、既に特定区画漁業権の内容となっていたかき養殖業および真珠母貝養殖業は垂下式養殖業に含まれるものとし、

改正前漁業法上、特定区画漁業権の内容となっていない真珠養殖業は、この扱いを引き続き維持するため、垂下式養殖業の対象から除く旨規定した(漁業法7条)。これは、漁業権管理の適正化の観点から行われた改正とされている⁴²⁾。

第2は、定置漁業等の免許の優先順位における法人形態の追加である。改正前漁業法では、定置漁業又は特定区画漁業権の内容たる区画漁業の免許の優先順位において、高順位となる法人については、法人の構成が、法人の知り得ないところで変容することとならないよう、株式が自由に譲渡され、株式の移動の制限ができない株式会社は、対象から除外するとともに(同法16条6項および8項)法人の意思決定において「民主的な運営方法」をより確実にするため、「各自1個の議決権を有すること」を要件として付加していた(同法16条6項6号および8項2号八)。しかし、昭和41年商法改正により、定款で株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨を定めることができることとされたため(商法204条1項ただし書)、現在は、定款で株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨定めている株式会社であれば、法人自らが株式の譲渡を審査することが可能となっている⁴³⁾。一方、株式会社は、構成員の数に制限がなく、新たに構成員を加え規模拡大することが可能となる。定款で定めた株式数の範囲内で、取締役会の決議により、新株の発行(資本の増額)ができ、資金調達が可能となる等機動的・効率的な事業運営が可能となる。実態面として、社会的信頼性が向上し、融資等を受けやすくなるとともに、求人が容易となる、という利点を持っている。このような利点を生かし、今後育成していくべき漁業経営体として、定置漁業等の優先順位規定の要件に合致するものであれば、株式会社を有限会社等他の法人と異なる扱いをする必要性はなくなっている⁴⁴⁾。又、「各自1個の議決権」の要件については、漁村社会での民主化も進展し、法人の意思決定について、漁業法で「各自1個の議決権」という要件を付加する必要性は薄れており、むしろ当該要件を維持することにより、法人の選択肢が小さくなる等のマイナス面の方

が大きくなっている⁴⁵⁾。

このような理由により、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めのある株式会社については、定置漁業等の優先順位において高順位の法人である合名会社、合資会社、有限会社等と同順位とするとともに（漁業法16条6項および8項）定置漁業等についての法人の優先要件から「各自1個の議決権を有すること」との要件を削除することとした（漁業法16条6項および8項）。これは、効率的かつ安定的な漁業経営の育成の観点から行われた改正とされている⁴⁶⁾。

第3は、漁業権の変更又は放棄等における組合員の同意制度の導入である。漁業協同組合は、組合管理漁業権である特定区画漁業権および共同漁業権の管理主体であるが、経済事業や信用事業を行う主体でもあり、経済事業や信用事業の経営基盤を強化するため、組合の合併が推進されてきている。組合の合併の推進に伴い、「漁業協同組合の地区が広域化することにより、組合の総会における漁業権に係る意思決定について、当該漁業権に係る地元地区等と関係のない組合員が議決に参加することにより、当該漁業権の行使の主体となる地元地区等の組合員の意思が組合の意思決定に十分反映されないおそれが生じている」⁴⁷⁾。このため、組合管理漁業権のうち、「漁場と地元地区等が強く結びついている特定区画漁業権または第1種共同漁業を内容とする共同漁業権」については、漁業権行使規則の制定、変更又は廃止の意思決定に当たり、組合員のうち、当該漁業権の内容たる漁業を営む者等であって地元地区等の区域内に住所を有するものの3分の2以上の同意を要することとしている⁴⁸⁾。一方、漁業権の分割、変更又は放棄については、地元地区等の区域内に住所を有する者の同意について規定が設けられておらず、しばしば、当該漁業権に係る少数者たる地元地区等の関係漁業者等の意思のいかんにかかわらず、その他の多数者である組合員の意思で当該漁業権の変更・放棄がなされ、地元地区等の漁業者等の地位が脅かされる事態が生じている⁴⁹⁾。水産庁としては、かかる事態が生じることのないよう、昭和47年以降、漁業権の放棄又は変更は、「必

然的に漁業権行使規則に基づく漁業行使権者の漁業の行使に実質的な影響を及ぼす」ので、「書面同意制度の趣旨をふえんして」、漁業権自体の処分の前に必ず漁業権行使規則の廃止又は変更の権利をとり知事に認可申請するよう、関係者を指導してきた⁵⁰⁾。しかし、これは行政指導にとどまっているため、現実には、「漁業権の変更・放棄について、当該漁場の関係漁業者の意向を無視し、漁業協同組合の総会の特別決議のみで意思決定を行うことによるトラブルがこれまで各地で発生してきている」⁵¹⁾。更に、「漁業協同組合の合併の推進に伴い、近年、組合の地区が一層広域化していることから、今後、組合管理漁業権である特定区画漁業権又は第1種共同漁業権に係る地元地区等と関係のない組合員がますます増加し、漁業権の放棄等に関し地元地区等の関係漁業者の地位が脅かされる事態がより生じやすくなっていくことが懸念される」⁵²⁾。

従って、特定区画漁業権又は第1種共同漁業権の分割、変更又は放棄についても、「組合の多数者の意思により少数者たる組合員の地位が不当に脅かされることのないよう措置を講ずる必要がある」⁵³⁾。このため、特定区画漁業権又は第1種共同漁業権の分割、変更又は放棄についても、漁業権行使規則の制定、変更又は廃止と同様に、総会の議決前に、組合員のうち当該漁業権の内容たる漁業を営む者等であって、当該漁業権に係る地元地区等の区域内に住所を有するものの3分の2以上の同意を得なければならないものとする⁵⁴⁾。すなわち、漁業法8条3項から5項までの規定は、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会がその有する特定区画漁業権又は第1種共同漁業権の内容とする共同漁業権を分割し、変更し、又は放棄しようとするときに準用することとした(漁業法31条)。これは、漁業権管理の適正化・漁協の広域化の推進の観点から行われた改正とされている⁵⁵⁾。

第4は、指定漁業の許可の承継に係る制限の撤廃等である。改正前漁業法では、指定漁業の許可を受けた者から許可を受けた船舶の使用権を取得して当該指定漁業を営もうとする者が、当該船舶について指定漁業の許可

又は起業の認可（以下「指定漁業の許可等」という。）を申請した場合には、沿岸漁業等から緊急に転換を図る場合など一定の場合に限って、指定漁業の許可等をする事としていた（同法59条の2第1項）。この許可の承継に係る制限は、昭和37年漁業法改正において、沿岸漁業等と他の漁業との間の生産性等の格差に配慮して、沿岸漁業等から指定漁業への転換を優先すること等を目的として設けられた⁵⁶⁾。しかし、許可の承継を一定の事由に制限したことは、経営基盤の弱い小規模経営体が多数存在する結果を招くとともに、当該指定漁業外からの参入が困難となることにより、「指定漁業全体を沈滞化させる一因となっている」⁵⁷⁾。又、資源管理の取組みの強化が求められている中で、次の問題が生じている⁵⁸⁾。小規模経営体では経営上の余裕がないため、「漁獲努力量等の削減に十分対応することが困難である」。指定漁業者が複数の漁業種類を兼業することによって「経営上のリスクの分散を図ることが困難である」。他の業務分野によって漁業経営上のリスクを補うことができる「他産業の経営体が参入することが困難である」。一方、漁業を取り巻く情勢が変化し、「沿岸漁業等から指定漁業への転換を優先する政策的必要性は薄れている」⁵⁹⁾。

このような理由により、指定漁業の許可の承継に係る制限を撤廃し、指定漁業の許可船舶の使用権を取得した者が、当該船舶について指定漁業の許可等を申請した場合、欠格事由などに該当しない限り、指定漁業の許可等をする事とした（漁業法59条3号）。これは、効率のかつ安定的な漁業経営の育成の観点から行われた改正とされている⁶⁰⁾。

指定漁業の許可等をする場合には、あらかじめ、指定漁業の許可等をするべき船舶の総トン数別の隻数等を公示し、これに基づいて船舶ごとに指定漁業の許可等をする事としている。改正前漁業法では、いわゆる「新規許可」に対し、超過した申請があった場合は、沿岸漁業等から転換を図ることなど一定の事項を勘案した基準、いわゆる「新規許可における優先順位」を定め、これに従って指定漁業の許可等をする事としていた（同法58条の2第2項）。この新規許可における優先順位は、許可の承継の制限

と同様に、昭和37年漁業法改正において、沿岸漁業等と他の漁業との間の生産性等の格差に配慮して、沿岸漁業等から指定漁業への転換を優先すること等を目的として設けられた⁶¹⁾。新規許可における優先順位は、許可の承継に係る制限の撤廃と同様な理由により、廃止された⁶²⁾。

いわゆる「新規許可」に対し、超過した申請があった場合は、「公正な方法でくじを行い」、指定漁業の許可等をする者を定めることとした（漁業法58条の2第2項）。これも、効率のかつ安定的な漁業経営の育成の観点から行われた改正ということができよう⁶³⁾。

第5は、広域漁業調整委員会の設置等である。我が国周辺水域の水産資源の状況は、総じて悪化しているので、将来にわたって水産資源を持続的に利用していくためには、これまで以上に適切に水産資源の保護を図っていく必要がある。このためには、「同一の魚種を利用している漁業について」、資源状況の変動に適切に対応して、水産資源の利用方法を調整する必要がある⁶⁴⁾。しかし、改正前漁業法における海区漁業調整委員会および連合海区漁業調整委員会は、「都道府県の区域を超え、広域的に分布回遊し、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と知事管理漁業にまたがる資源を対象とする場合には」、十分に対応しがたかった⁶⁵⁾。このため、「都道府県の区域を超えた広域的な見地から」、水産資源の保護に適切に対応し得る組織として、広域漁業調整委員会を設置することとした（漁業法68条、110条等）。これは、資源管理の強化の観点から行われた改正とされている⁶⁶⁾。広域漁業調整委員会の設置に伴い、改正前漁業法が規定していた3つの法定連合海区漁業調整委員会（瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会および有明海連合海区漁業調整委員会）は、廃止された⁶⁷⁾。

以上が、漁業法の改正内容である。

(3) 水産業協同組合法の改正内容は、以下の通りである⁶⁸⁾。

改正内容は、漁業権の管理に係る部会制度の導入である。組合の合併の推進に伴い、組合の地区が広域化することにより、組合の総会における組

合管理漁業権に係る意思決定について、次の問題が生じている⁶⁹⁾。当該漁業権に係る地元地区等と関係のない多数の組合員が議決に参加することとなり、「当該漁業権の行使の主体となる地元地区等の組合員の意思が組合の意思決定に十分反映されないおそれがあること」。地元地区等の組合員の大多数の同意が得られているにもかかわらず、「その度ごとに総会を開催して、組合全体としての意思決定を行わなければならない事務的にも大きな負担となること」⁷⁰⁾。これらのことから、地元地区等の組合員の意思を適切に反映するとともに、事務負担の軽減が図られる措置が必要となっていた⁷¹⁾。

このような理由により、組合は、特定区画漁業権又は共同漁業権を有しているときは、総会の議決を経て、当該特定区画漁業権に係る地元地区又は当該共同漁業権に係る関係地区ごとに総会の部会を設け、当該漁業権に関し、次の から までに掲げる事項についての総会の権限をその部会に行わせることができることとした（水産業協同組合法51条の2）。漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更。漁業権行使規則又は遊漁規則の制定、変更および廃止。漁業権又はこれに関する物権に関する不服申立て、訴訟の提起又は和解。次の 、 の事項は、総会の部会を組織する組合員の総数の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする（同法51条の2第6項）。特定区画漁業権若しくは共同漁業権又はこれらに関する物権の設定、得喪又は変更。漁業権行使規則の制定、変更および廃止。これは、漁業権管理の適正化・漁協の広域化の推進の観点から行われた改正とされている⁷²⁾。

昭和37年漁業法改正法の改正内容は、以下の通りである⁷³⁾。

改正内容は、定置漁業の免許の優先順位に関する平成13年改正前漁業法（昭和37年改正後漁業法）16条の規定の適用について、「当分の間、法人以外の社团は、法人とみなす」としていた昭和37年漁業法改正法附則3条の削除である。定置漁業の免許の優先順位に関する昭和37年改正前漁業法16条の規定の適用について、同条15項は、「法人以外の社团は……法人とみ

なす」と規定していた。「法人以外の社団」(人格なき社団)とは、網組、大敷組合などである⁷⁴⁾。この「法人以外の社団」は、次の から までのような問題点を有していた⁷⁵⁾。 法人格を持たないことから、漁業権が構成員全員の共有の形態となるため、免許後に構成員を増やせない。法人格を持たないため、実態の把握が困難であり、行政庁の指導監督も及びがたい。 法人格を持たないため、資本の内部留保が困難であり、第三者との取引も代表個人の名義で行う等問題が生じやすい。このため、昭和37年漁業法改正法は、「法人以外の社団」を近代的な経営組織に移行させるよう、本則から「法人以外の社団は……法人とみなす」との規定を削除し、経過措置として、上述の附則3条を設けたが、この附則3条は、その後、廃止されていなかった⁷⁶⁾。

平成13年改正漁業法は、効率のかつ安定的な漁業経営の育成の観点から、定置漁業の免許において優先順位の高い法人として株式会社を加える等の改正を盛り込んでいるが、同様の観点から、昭和37年漁業法改正法附則3条を削除することとした⁷⁷⁾。

(4) の(2)で述べたように、平成5年改正後漁業協同組合合併助成法および漁業協同組合合併促進法は、第1種共同漁業権を有している組合が合併する場合における、その漁業権の放棄又は変更の手續に関する事項を規定しているが、この手續は、(2)で述べたように、別の形で平成13年改正漁業法31条に規定された。白杵市埋立免許事件控訴審判決として知られる昭和48年10月19日福岡高裁判決(判例時報718号9頁、行政事件裁判例集24巻10号1073頁)の、共同漁業権(第1種共同漁業権)放棄に漁業法8条5項、3項が類推適用されるとする判旨の実質的内容は、平成13年改正漁業法31条により明文化され、類推適用の必要はなくなった。平成13年改正漁業法の立法当局者である水産庁関係者は、白杵市埋立免許事件(風成訴訟)について、「その漁業権を使っている関係地区の風成地区の漁民がいやだと言っているのに、風成地区を含む合併して大きくなった漁協の総会の多数決で漁業権放棄を決定してしまったのが、誤りであった」としてい

る⁷⁸⁾。「にもかかわらず平成元年の白木漁協の問題で最高裁が間違ってしまった、本格的に漁協の総会でできることにしてしまったものですから、漁業法と水協法を改正して、今後、合併が進んで一県漁協になっても間違いが起きないように手当てしたわけです」と述べている⁷⁹⁾。平成元年の最高裁とは、「共同漁業権放棄の対価として漁業協同組合が取得する補償金の配分は、当該漁業協同組合の総会の特別決議によって行うべきである」と判示した平成元年7月13日最高裁判決⁸⁰⁾であり、改正後の漁業法は上述の漁業法31条、改正後の水協法は、(1)で述べた水産業協同組合法51条の2であろう。

漁業法31条、水産業協同組合法51条の2は、漁業入会団体を規制する立法である⁸¹⁾。(2)で述べたその他の漁業法等の改正や(1)で述べた水産基本法の制定は、漁業入会団体を規制する立法にも関連している。

おわりに

沿岸地先水面の小規模漁業における漁業権を、伝統的漁業集落を基礎にする漁民集団が有するとき、その漁民集団は資源の保存と管理に積極的となり、漁民の漁業所得確保につながるので、有効な漁業管理がなされることになる。この漁業権は、我が国の漁業法における、漁業協同組合等のいわゆる組合管理漁業権として見事に具体化されている⁸²⁾。この具体化は、漁業入会団体を規制する立法によって行われている。

漁業入会団体を規制する立法は、図らずも、漁業入会団体（漁村共同体）の解体を阻止し、その現代的再構築を行っている。これは、特に沿岸漁場＝沿岸漁業管理のために、漁業入会団体の存在が必要であることを示している⁸³⁾。

1) 漁業入会団体が存在することにつき、拙稿「共同漁業権の入会権的性質」法の科学33号150-151頁、153頁参照。

2) 水産庁経済課編『漁業制度の改革』（日本経済新聞社、1950年）304頁。

- 3) 水産庁経済課編・前掲書304頁。
- 4) 拙稿・前掲論文147頁以下参照。
- 5) 水産庁経済課編・前掲書381頁以下, 386頁以下参照。金田禎之『新編漁業法詳解』(成山堂書店, 2001年) 148頁以下参照。
- 6) 水産庁経済課編・前掲書381頁以下, 386頁以下参照
- 7) 金田・前掲書148頁, 207頁以下参照
- 8) 熊本一規『公共事業はどこが間違っているのか?』(まな出版企画, 2000年) 62-64頁, 田中克哲『最新・漁業権読本』(まな出版企画, 2002年) 243頁参照。
- 9) 拙稿・前掲論文154-155頁参照。中尾英俊「共同漁業権の帰属と権利主体」西南学院大学法学論集19巻1号90-91頁, 熊本・前掲書64-70頁, 田中・前掲書240-243頁参照。
- 10) 原 暉三『日本漁業権制度史論』(国書刊行会, 1977年) 284頁。
- 11) 漁協組織強化研究会編著『新版漁協合併の手引き』(漁協経営センター出版部, 1989年) 29頁。浜本幸生『共同漁業権論 平成元年七月十三日最高裁判決批判』(まな出版企画, 1999年) 62頁参照。
- 12) 岩本道夫編著『新漁業法の解説』(水産社, 1962年) 76頁。
- 13) 岩本編著・前掲書77頁。
- 14) 岩本編著・前掲書77頁。
- 15) 漁協組織強化研究会編著・前掲書29頁。
- 16) 漁協組織強化研究会編著・前掲書30-32頁参照。
- 17) 漁協組織強化研究会編著・前掲書42頁。
- 18) 漁協組織強化研究会編著・前掲書42頁。
- 19) 漁協組織強化研究会編著・前掲書43-44頁参照。
- 20) 漁協組織強化研究会編著・前掲書44頁。
- 21) 浜本・前掲書770-771頁参照。
- 22) 「漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律の施行について」(平5.4.23, 5水漁第1774号 農林水産事務次官) 水産法規研究委員会編『水産法規解説全集第4巻』(大成出版社) 6899ノ8頁以下〔6899ノ12頁〕。
- 23) 前掲「漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律の施行について」6899ノ14頁。
- 24) 「漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律の施行についての留意事項について」(平5.4.23, 5水漁第1775号 水産庁長官) 水産法規研究委員会編・前掲書6899ノ15頁以下。
- 25) 「漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律の施行について」(平成10年5月18日 10水漁第1674号 知事宛 農林水産事務次官発) 水産庁監修『現行水産法規総覧』(中央法規出版) 3261頁以下〔3262頁〕。
- 26) 漁協組織強化研究会編著・前掲書30頁。
- 27) 漁協組織強化研究会編著・前掲書47頁参照。
- 28) 漁協組織強化研究会編著・前掲書47頁。
- 29) 漁協組織強化研究会編著・前掲書47頁。
- 30) 昭和42年11月7日付け42 91水産庁漁政部長回答は, 漁協組織強化研究会編著・前掲書

漁業入会団体を規制する立法（田平）

187-189頁に収録されている。

- 31) 漁協組織強化研究会編著・前掲書47-49頁参照。
- 32) 加藤雅文「水産基本法について」水産振興405号7-13頁，水産庁漁政部企画課監修『水産基本法関係法令集』（成山堂書店，2001年）8-9頁参照。
- 33) 加藤・前掲論文7頁，水産庁漁政部企画課監修・前掲書8頁。
- 34) 加藤・前掲論文7頁，水産庁漁政部企画課監修・前掲書8頁参照。
- 35) 加藤・前掲論文1頁。
- 36) 水産庁漁政部企画課監修・前掲書79-80頁。山下 潤「水産基本政策大綱・プログラムについて その背景と概要」水産振興389号77-80頁参照。
- 37) 山下・前掲論文78-79頁。水産庁漁政部企画課監修・前掲書122-123頁参照。
- 38) 山下・前掲論文79頁。
- 39) 山下・前掲論文79-80頁。水産庁漁政部企画課監修・前掲書122-123頁参照。
- 40) 山下・前掲論文80頁。
- 41) 保科太志ほか「水産基本法関連三法の概要」水産振興406号5-23頁参照。
- 42) 保科ほか・前掲論文5-6頁参照。
- 43) 保科ほか・前掲論文9頁。
- 44) 保科ほか・前掲論文10頁。
- 45) 保科ほか・前掲論文10頁。
- 46) 保科ほか・前掲論文5-6頁参照。
- 47) 保科ほか・前掲論文13頁。
- 48) 保科ほか・前掲論文13頁。
- 49) 保科ほか・前掲論文13頁。
- 50) 保科ほか・前掲論文13-14頁。この指導は，昭和47年9月22日付漁政部長の通牒によるものようである。
- 51) 保科ほか・前掲論文14頁。
- 52) 保科ほか・前掲論文14頁。
- 53) 保科ほか・前掲論文14頁。
- 54) 保科ほか・前掲論文14-15頁参照。
- 55) 保科ほか・前掲論文5-6頁参照。
- 56) 保科ほか・前掲論文16頁。
- 57) 保科ほか・前掲論文16頁。
- 58) 保科ほか・前掲論文16-17頁。
- 59) 保科ほか・前掲論文17頁。
- 60) 保科ほか・前掲論文5-6頁参照。
- 61) 保科ほか・前掲論文18-19頁。
- 62) 保科ほか・前掲論文19頁。
- 63) 保科ほか・前掲論文5-6頁参照。
- 64) 保科ほか・前掲論文20頁。
- 65) 保科ほか・前掲論文20頁。

- 66) 保科ほか・前掲論文5-6頁参照。
- 67) 保科ほか・前掲論文21-23頁参照。
- 68) 保科ほか・前掲論文23-25頁参照。
- 69) 保科ほか・前掲論文24-25頁参照。
- 70) 保科ほか・前掲論文24-25頁。
- 71) 保科ほか・前掲論文25頁。
- 72) 保科ほか・前掲論文5-6頁参照。
- 73) 保科ほか・前掲論文25-27頁参照。
- 74) 保科ほか・前掲論文25頁。
- 75) 保科ほか・前掲論文26頁。
- 76) 保科ほか・前掲論文26頁参照。
- 77) 保科ほか・前掲論文26-27頁参照。
- 78) 黒萩真悟ほか「第2回漁業制度研究会 漁業法一部改正問題を中心に」月刊漁協経営39巻10号8頁。
- 79) 黒萩ほか・前掲8頁。
- 80) 民集43巻7号866頁。
- 81) 熊本一規「平成十三年水協法・漁業法改正の意義と問題点」月刊漁協経営40巻1号20頁以下参照。同論文は、「改正漁業法31条は『共同漁業権は漁協の権利である』とした最高裁判決によっては説明不可能である」という(23頁)。
最判平成9年7月1日(民集51巻6号2205頁)は、「漁業協同組合が、その有する共同漁業権の内容である漁業を営む権利を有する者の資格に関する事項その他の漁業法8条2項に規定する事項について、総会議により漁業権行使規則の定めと異なった規律を行うことは、たとえ当該決議が水産業協同組合法50条5号に規定する特別決議の要件を満たすものであったとしても、許されない」と判示した。「漁業法が同法8条2項に規定する事項についての規律は専ら漁業権行使規則の規定によるものとした上で都道府県知事の認可を同規則の制定、変更及び廃止の効力要件として規定しているのは、共同漁業権も漁業権の一種として水面の漁業上の総合利用を図り漁業生産力を維持発展させるという公益的見地から都道府県知事の免許によって設定されるものであることにかんがみ、同規則の制定、変更及び廃止をすべて漁業協同組合等の自治的手続にゆだねてしまうのは相当でないとして、公益的見地から都道府県知事に審査権限を付与する趣旨のものである」と解した結果である。この判決は、漁業権行使規則の制定改廃についての書面同意に言及していないが、漁業権行使に関する、漁業入会団体の意思決定(書面同意)と法人たる漁協の意思決定との関係と見ることもできよう。
- 82) 拙稿・前掲論文155-156頁参照。
- 83) 糊澤能生「農地制度と農業集落」法社会学59号107頁以下は、農業集落(農村の村落共同体)の農地管理機能の重要性を指摘し、その法制度化について述べている。